

市制施行10周年記念市民実施事業 10周年を記念して行うイベントを募集します

市は、平成28年3月27日に市制施行10周年を迎えます。この記念すべき10周年を市全体で盛り上げるため、市民の皆さんや各種団体などが主催の「10周年を記念する新たなイベント」を募集します。なお、イベントを実施していただく団体などに対して補助金を交付します。

■補助対象団体

補助金の交付の対象となる団体は、次の①②のすべてを満たすものとします。

- ①市内に活動の拠点を置き、市内に在住、在勤または在学する過半数の者で構成され、5人以上で組織されている団体で、かつ団体の運営に関する規約が備えられているもの
- ②市民の福祉向上、健康増進、地域振興または教育、文化、スポーツなどの振興に関する団体

■補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、平成28年1月1日(金)～3月31日(木)に実施する事業のうち、次の①～⑥のいずれにも該当するものとします。

- ①市制施行10周年を盛り上げ、

当市の魅力を市内外に発信できるもの

- ②公序良俗に反しないもの
- ③政治活動、宗教活動でないもの
- ④営利目的でないもの
- ※ただし、市の振興に寄与するものと認められるときはその限りではない。
- ⑤暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が関与していないもの
- ⑥法令などに反しないもの

■補助額

補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、1団体につき最大5万円を限度とします。

■申請

- (1)提出方法
政策秘書課 10周年記念事業係に直接提出(持参)してください。
- (2)受付期間
9月1日(火)～10月30日(金)月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日は除く)
- (3)申請書類
①つくばみらい市市制施行10周年記念市民実施冠事業補助金交付申請書

郵便はがき

3 0 0 8 7 9 0

料金受取人払郵便

土浦支局
承認
691

差出有効期間
平成28年9月
30日まで

(切手を貼らずに
お出し下さい)

つくばみらい市福田一九五番地

つくばみらい市10周年
プロジェクトチーム事務局 行

■審査

- (1)審査
内部審査会において審査をし、その結果に基づいて市長が決定します。
- (2)審査基準
 - ①公益性：市民のニーズがあるか、市民のためになるか。
 - ②先駆性・独創性：新しさやオリジナル리티があるか。
 - ③熱意・動機：事業への意欲が高いか。
 - ④重要性：市が支援する必要性、重要性があるか。
 - ⑤妥当性：積算された予算設定が妥当なものか。
- (3)審査方法
審査は、11月中旬を予定しています。
- (4)結果の通知
審査結果は、すべての応募団体に郵送で通知します。
- (5)審査の結果(不採択の理由など)に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

問 伊奈庁舎政策秘書課 ☎58

2111 (内線1204)

